# 完全生産品

| シーン | 画面イメージ | ナレーション |
|---|---|---|
| 1 | | 「完全生産品」とは、例えば日タイ協定の場合、原産地規則第28条１(a)に「当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、2に定めるもの」となっており、2では、(a)から(ｌ)まで定めがあります。 |
| 2 | | 例えば、日本で栽培、採取されたそばの実、また日本で栽培、採取されたそばの実のみから生産されるそば粉等が、「完全生産品」に該当します。 |
| 3 | 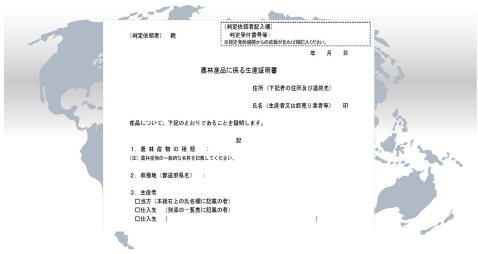 | なお、食品など農林水産品の場合、生産証明書、製造証明書、漁獲・養殖証明書、加工証明書等の資料を作成・保存する必要があります。これらの書類の雛型は「特定原産地証明書発給申請マニュアル」の付属資料をご参照ください。 |